令和6年度 若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業 交付要綱

令和6年3月26日制定 公益社団法人青森県トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会(以下「青ト協」という。)は、少子高齢化に対応 した若年労働者を確保するため、青ト協会員事業者(以下「会員事業者」という。)が、 新たに運転者として採用した若年ドライバーの(1)特例教習の受講、(2)準中型免許 取得をさせる際にかかる費用の一部を助成する。

(助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、400,000円とする。

(助成額)

- 第3条 (1)特例教習受講費用の1/3 (上限100,000円)
 - (2) 準中型免許
 - ・新規取得 上限40,000円
 - 5 t 限定解除 上限 2 5, 0 0 0 円

(助成枠)

第4条 助成額にかかわらず、下記のとおりとする。1会員事業者につき30万円上限とする。

(助成対象)

- 第5条 以下の教習または免許取得のために指定自動車教習所等でかかる費用を対象とする。
 - (1)特例教習の受講
 - (2) 準中型免許のうち
 - ① 準中型自動車第一種免許の新規取得
 - ② 準中型自動車第一種免許(5t限定)の限定解除

(助成要件)

- 第6条 助成金は、会員事業者及び当該従業員が次の各号に定める要件を全て満たす場合に交付する。
 - (1) 会員事業者がドライバーとして従事させる(する)ために雇用(社会保険に加入)し、助成金申請時に県内の営業所に在籍している従業員であること。
 - (2) 令和5年4月1日以降に採用し、かつ平成元年6月2日以降の生まれの者であること。
 - (3) 令和6年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して、特例教習を受講修了 または準中型免許の取得または限定解除していること。
 - (4) 第5条でかかる費用の全額を会員事業者が負担していること。なお、免許取得

者個人が支払った場合は、助成対象としない。

(5) 第7条に定める期間中に、入校、支払い、免許取得が完結していること。

(対象期間)

第7条 令和6年4月1日から令和7年2月21日

(実績報告及び助成金の請求)

第8条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、様式1「若年ドライバー確保のための 運転免許取得支援助成事業実績報告書」(助成金交付請求書)を青ト協へ提出しなければ ならない。

(助成金の交付)

- 第 10 条 青ト協は、会員事業者から実績報告及び助成金の請求があった時には、その内容を審査し、条件に適合すると認めた場合は、助成金を交付する。
 - 2 「貨物自動車免許取得助成事業」の申請が合わせてあった際は、合算し助成金を交付する。ただし、第7条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

(助成金の返還)

- 第11条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金 の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
 - (1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
 - 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、青ト協が行う助成事業すべて に係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。